

所得税の確定申告する人ってどんな人？

東京メトロポリタン税理士法人
税務部 今井 貴之

1. 所得税の確定申告って何・・・？

所得税の確定申告は、個人が1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得について、所得の状況を一番よく理解している自分自身で税額を計算し、納税する制度です。

これは「**申告納税制度**」と言われるものです。多くの方は、勤めている会社が年末調整などで計算してくれていますが、実は、これは例外であって、基本は自分で申告をするものなのです。

所得は、その性格によって、**利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、雑所得**の10種類に分けられ、それぞれの所得によって、計算方法が定められています。

ただし、得られた収入に税率を掛けるのではなく、一定の控除があります。家族構成などの個人的な事情を考慮して税負担を調整しようとするものです。

～ メモ ～

●「収入金額」と「所得金額」の違いについて

確定申告の本など読んでみると、よく「収入金額」と「所得金額」という言葉が出てきます。何が違うの？・・・と思われると思いますが、「収入金額」は、得られた収入の総額を表し、「所得金額」は、収入金額から必要経費を引いた金額を表しています。通常、年収〇〇万円と言うのは、前者の収入金額を用いて表現しています。

なお、確定申告はすべての人が行なうのではなく、確定申告をしなければならない人、確定申告をすることで得をする人がいます。

では、どのような人がそれに該当するのか、以下に述べていきたいと思ひます。

2. 確定申告をしなければならない人って・・・？

確定申告が必要な人とは、主に、**サラリーマンで給与収入が2,000万円を超えている人、あるいは給与を2か所以上からもらっている人、不動産を売って利益が出た人、家賃や地代の収入がある人、その他、個人事業者**などです。

①でも、記述したとおり、基本は、得た収入について、これに対応する所得および税額を自分で計算し、納付しなければなりません。ですので、何か収入を得た場合には、この収入は、所得税を払う必要があるのか、ないのかを調べてみる必要があります。

金額の少ないものや一部のみは、除外される場合もありますので...

これについては、私どもに遠慮なく聞いてください。

3. 確定申告をすることで得をする人って・・・？

確定申告をすることで得をする人とは、すでに納めた税金が還付される人のことです。ここでは、具体例をいくつか挙げてみます。

(1) 医療費控除の適用を受ける

医療費控除は、本人や生計を一にする親族のために支払った医療費の支払いが、一定額以上の場合には、所得から控除しましょう、というものです。

具体的には、**1年間に支払った金額が10万円以上の場合**に、適用があります。

(総所得が200万円以下の場合、総所得の5%以上の場合)

ですので、医療費には何が含まれ、何が含まれないのかを知っておくと良いと思います。たとえば、通院のための電車・バス代(電車・バス移動が困難な場合はタクシーも可)などが支払った医療費に含まれる反面、通院のための自家用車のガソリン代、駐車料金などは医療費に含めることができません。

また、薬局・薬店で購入したかぜ薬、胃腸薬など(極端に高額なものは不可)が含まれる反面、健康ドリンクなどは含まれません。

なお、適用を受ける場合には、領収書が必要ですから、必ず保管しておいて下さい。

また、医療費控除は、税率を乗じる前の所得から控除されるため、**ご家族で一番所得の多い方が、まとめて医療費控除を受けた方が、制度を有効に活用**することができます。

(2) 住宅ローン控除の適用を受ける

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、増改築などをした場合は、以後10年間または15年間にわたって、年間最大25万円（年によって変動します。）の税金の控除を受けることができます。これを住宅ローン控除といいます。

住宅ローン控除は、いくつかの要件をクリアすると適用を受けることができます。

- ・ 借入金などの返済期間が10年以上か？
- ・ 床面積は、50㎡以上か？
- ・ 床面積の2分の1以上が自己の居住用に用いられているか？
- ・ 家屋を新築または取得の日から6か月以内に居住しているか？
- ・ その年12月31日まで引き続き居住しているか？
- ・ その年の合計所得金額が、3千万円以下であるか？

などが主な項目になります。

初年度については、いくつかの書類を添付し確定申告を行うことにより、税金の還付を受けることになりますが、2年目以降は年末調整により控除を受けることもできます。

(3) 電子申告をして5千円控除の適用を受ける。

確定申告を電子申告で提出期限内に行なうと、平成19年分と平成20年分のどちらかで5千円の控除を受けることができます。

電子申告を行うには、本人の電子署名および電子証明書が必要になります。パソコンをお持ちの方は、是非、挑戦してみてくださいはいかがですか？

その他、自宅を売って損をしてしまった人、居住用や事業用不動産の買換えをした人、上場株式などを売って損をしてしまった人、盗難や災害にあつて損をしてしまった人、自治体や公益団体に寄付をした人などは、確定申告をすれば税金が戻る可能性があります。

迷った場合には、是非、弊社までご相談ください。

4. 確定申告をしなくていい人って・・・？

確定申告をしなくていい人とは、たとえば、サラリーマンで給料以外により得た所得が20万円以下の人、自分の住んでいるところではない不動産を売って損をした人、上場していない株を売って損をした人（ただし、他の株で利益があるときは相殺できるから申告した方が得）などになります。

5. 最終的には・・・？

確定申告は、税額計算を終えてひと段落・・・ではなく、税務署に提出し納税をして、ようやく終了になります。うっかり提出や納税を忘れてしまうと、ペナルティーを払わなければいけなくなってしまうので要注意です。

提出期間は、2月16日から3月15日までです。税金の納付も3月15日までになります。ただし、**振替納税を選択して口座振替にしますと、例年4月20日くらいに引き落とされます**ので、若干の資金の余裕ができますね。

振替納税の申し込みは、税務署にある（あるいは送られてくる）「確定申告の手引き」の中に用紙がありますので、それに必要事項を記入し、金融機関の届出印を押して、3月15日までに提出すればOKです。

確定申告は、期日が迫ると税務署も混雑してくるので、余裕をもって終わらせたいですね。なお、還付の場合には、1月から提出ができますし、3月15日の期日を過ぎてしまっても、5年間は適用を受けることもできます。（医療費や住宅ローン控除など）

なお、特例を使う場合は、期日まで提出する必要がありますので、ご注意ください。

6. 損をしない確定申告って・・・？

損をしない確定申告をするには、ズバリ、**適用できる所得控除や税額控除、特例をもれなく使っていくこと**です。当たり前のことのように感じられますが、とても大切なことです。

源泉徴収票や保険会社から送られてくる控除証明書、医療費の領収書などがないと所得控除が受けられなくなってしまう場合もあります。ギリギリだと書類が不足して慌ててしまうこともありますので、早めにきちんと準備しておきましょう。

それと大事なのは、わからないことは、専門家に相談することです。

そうです、うちですよ。是非、当社を有効に使っていただければと思います。

当社の顧問先の皆様でしたら、ご相談は無料で受けさせていただきますので。

（申告をする場合は、もちろん有料になりますので、あしからず・・・笑）

以上、とてもカンタンに所得税の確定申告のご説明をさせていただきましたが、この先の詳しいご説明、ご不明な点などございましたら、弊社担当者までお問い合わせ下さい。税務部、今井が担当しました。